

共和會ノ欺願ニ對スル回答ニ付テ

本月十八日共和會本部ノ名ニ依ツテ當局ニ提出セラレタル欺願ニ對シ今回慎重審議ノ上別記ノ通共和會ノ幹部ニ回答シタ何レ幹部カラ會員ニ發表セラルルコトト思フカ當局トシテハ監督、助手以下總テノ從業員諸君カ本件ニ關シ其ノ内容ヲ承知シ充分ノ諒解ヲ持ツコトヲ要スルモノト認メ不取敢其ノ内容ノ全部ヲ玆ニ公表スル次第テアル

昭和三年九月二十四日

横濱市電氣局長 永田兵三郎

欺願條項ニ對スル回答要旨

欺願條項

一、共濟會診療所増設及改善サレタシ

(回答要旨) 共濟組合診療所ハ診療時間延長其ノ他ノ改善ヲ行フヘシ新ニ各出張所ニ増設スルコトハ希望ニ應ジ難シ

二、各出張所ニ浴場ヲ設置サレタシ

(回答要旨) 各出張所浴場ハ建物完成ト同時ニ之ヲ開設ス

三、各出張所ニ公舎寄宿舎建設サレタシ

(回答要旨) 各出張所ニ現業員住宅、寄宿舎等ヲ設置スルコトハ目下ノ電氣事業ノ財政状態ニ於テハ不可能ナルモ將來ニ對シテハ

四、共濟會評議員増員及非乗務ニサレタシ

(回答要旨) 共濟組合評議員ノ増員ニ付テハ考慮中ナルモ非乗務トハナシ難シ但シ評議員ニシテ共濟組合事業ノ爲必要アル場合隨時非乗務トナスコトアリ

五、監督信託人勤務時間ヲ短縮サレタシ

(回答要旨) 監督ノ勤務ニ對シテハ回答ノ限ニ在ラス、信託人ノ勤務時間特ニ過勞ナリトハ認め難シ

六、被服生地改善サレタシ

(回答要旨) 被服生地及仕立方ニ付テハ出來得ル限リ改善ノ方法ヲ講ス

七、切符一部改正セラレタシ

(回答要旨) 切符ノ機式ヲ改正スル意志ナシ

八、組員費各出張所別ニ支給セラレタシ

(回答要旨) 組員費ニ關スル規定ハ目下改案中ニシテ近ク各出張所別ニ支給スルコトトナルヘシ

九、御大禮ニ際シ休暇證書ヲ支給セラレタシ

(回答要旨) 御大禮ニ際シ休暇證書ヲ支給セラレタシ

十、慰安會費ヲ増額セラレタシ

(回答要旨) 慰安會費ハ増額シ難シ

十一、臨時工夫ニ公休日日給全額支給セラレタシ

(回答要旨) 臨時工夫ニ對シテハ休日ニ日給ヲ支給シ難キモ別途適當ノ方法ニヨリ給與ノ増加ヲ講スル見込

十二、臨時工夫ニ精動手當ヲ支給サレタシ

(回答要旨) 臨時工夫ニハ精動手當ヲ支給シ難シ

十三、親和會常任評議員増員及非乗務ニセラレタシ

(回答要旨) 親和會常任評議員ノ増員ニ付テハ親和會ノ自治的解決ニ委ヌ又該員ヲ非乗務トハナシ難シ、但シ事務執行上必要アリト認ムル場合ニ限リ其ノ都度非乗務ヲ許容スル見込